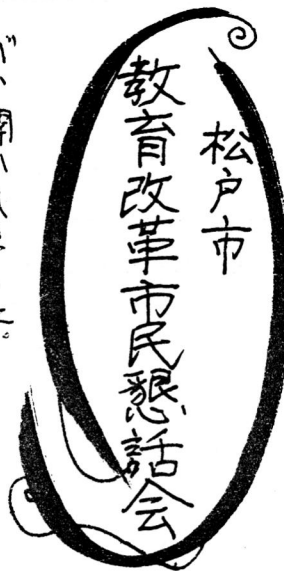


おい図書館

No. 72

発行
代表
青木 和子
松戸市 緑台 830-60
TEL 0477-37671-53384

又月二日(木) PM 6時～8時
市役所で



が、開かれました。

生涯学習についての話し合いの中で
いつか必ず図書館も議題に上がるはず
だと思ひ、西山さんと、出かけました。
か、場所がよくわからず、ウロ
ウロしているうちに、定刻を20
分過ぎてしまったために、会場へ
入れない事になり、隣のへやのモ
ニター音声を、会議の様子を聞きま
した。

懇話会の構成メンバーは15名で、
そのうち市民からの公募委員が3

名、

会合は今回が第二回目ですが
話し合う内容についての合意も
まだ出来ていないようで、懇話
会としての議論が成り立つのは
次回以降のようです。

傍聴者は11名。私達と一緒に
モニター室で聞いていたのは4名
でした。

今回の会議内容は

1. 松戸市教育改革の
枠組み案について
2. 松戸市の教育について
— 教育資源の
現状と課題 —
3. その他

当日配られたレジュメは左ページ
のようなものです。

次回の会合は、

9月28日(金)

場所は未定ですが、一人でも多
くの市民の傍聴がとても大事な事
に思えます。

皆様の傍聴を、どうぞよろしく
お願い致します。

青木 和子

10月6日(土)

「郡上一揆」が

松戸市民会館大ホールへやって
来ます！

理不尽な搾取に対し、立ち上が

った農民達の史実に基づく勇気を

息もつかせぬ迫力で観せる映画です。

上映時間 30:30 00:00 00:30

① 13:15 ② 16:18 ③ 18:20

○ 前売観賞券発売中

一般大 高生 400円
シニア 小中生 1000円

おい図書館も 推薦団体に
なっています。

松戸市教育改革市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における教育ビジョンを市民との協働のもとに確立し、国の教育改革プランを勘案しつつ本市の実情に合致し、及び地方分権時代に適合する松戸版教育改革プランを作成するため、松戸市教育改革市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 懇話会の設置期間は、この要綱の施行の日から平成15年3月31日までとする。

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者 4人以内
- (2) 教育関係者 5人以内
- (3) 市民代表 6人以内（うち公募委員3人）

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、懇話会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

5 会長が必要と認めたときは、市民の意見を聞くことができる。

6 会議の議事は、会議録として記録しなければならない。

(小委員会)

第7条 会長は、懇話会の審議において必要があると認めるときは、懇話会に委員を構成員とした小委員会を置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、その職務により知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(報償)

第9条 懇話会の委員は、特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）第4条第4号に規定する額の報償を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県の職員を委員とする場合においては、当該職員の所属に係る給与等の規定に従うものとする。

(庶務)

第10条 懇話会の庶務は、教育委員会生涯学習本部企画管理室において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

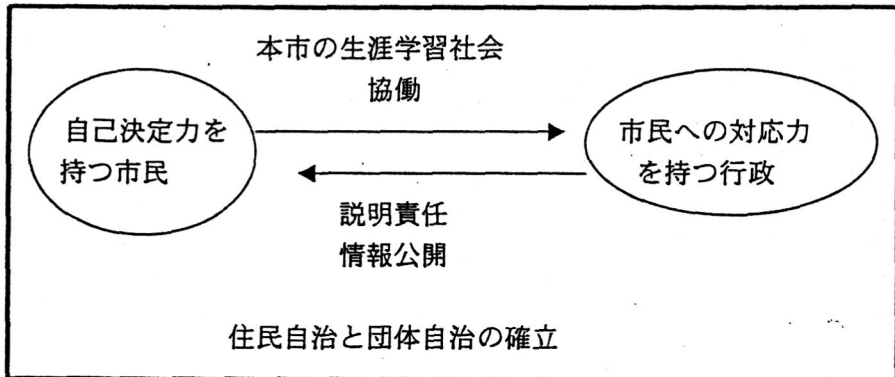
附 則

この要綱は、平成13年6月4日から施行する。

松戸市教育改革の枠組み（事務局案）

松戸市教育改革市民懇話会においては、松戸市教育改革（＝生涯学習基本計画）について、次の枠組みに示す3つのステージについて、それぞれ審議を行う。

第Ⅰのステージ 生涯学習社会の将来像（自立した市民社会の構築）



生涯学習社会実現の課題（臨教審）

- ① 学歴社会の弊害の是正
- ② 社会の成熟化に伴う学習需要の増大への対応
- ③ 社会・経済の変化に対応するための学習の必要性

第Ⅱのステージ 松戸市の施策推進方針

そこで、本市は施策の推進について、上記の①と③は行政が推進する学習として重点的に行なう。②については、公益性の観点を十分に見極め、行政としての守備範囲も勘案し、必要な学習支援を行って行く。また、これらの施策を推進するに当たっては、市の財源に限りがあることから、資源の効率的な活用の観点を踏まえて行うことを基本方針とする

前記Ⅱの市の施策推進方針を基にして、生涯学習基本計画策定に向けて、市としてどう取り組むか・・・一つの切り口として

生涯学習時代の人づくり
学び続ける人、地域に還元する人

第Ⅲのステージ 生涯学習社会への市の推進方針を教育改革計画へ

こどもたちに生涯学習の基礎づくりとなる力を身につけさせていくことができるよう環境整備を行う。

家庭教育、学校教育、社会教育の持つ役割とは何か十分に議論し、それぞれの教育力を高めるとともに一体となった学習環境をつくる。

そのためには、学校、社会、家庭の学習資源が活用され、相互に連携し、それぞれの役割分担を行っていく必要がある。

市民の生涯学習のための環境整備を行う。

地方分権・・・限られた資源
効率的な資源活用

国の教育改革
プラン21

他市等（民間含む）資源の活用

自由化（規制緩和）
効率的な資源活用を
行うためのキーワード

セーフティネット
の構築
リカレント